

社会福祉法人下呂市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

2. 内 容

(1) 産前及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備を図る。

目標1 安心して出産と育児の両立が出来る環境づくりを推進します。

《目標達成のための対策》

- ・産前産後休業、育児休業等は元より年次有給休暇も含め、業務改善による業務効率の向上ならびに人員配置の見直しを継続的に行い必要に応じ人材採用等により人材確保に努め更に取得しやすい環境を整える。

育児休業取得 80%以上、年次有給休暇 30%を目指します。

- ・保育所等に入所できない場合の不安を解消するため、育児休業期間を2歳から3歳まで延長し、それに伴う社会保険料免除などの負担を抑え生活しやすい配慮をする。
- ・就業規則の育児時間（休憩時間のほか1日2回、各々30分の育児時間を与える）などの規定を全職員に周知し、子育て支援をする協力体制づくりを進めます。
- ・子育てや介護により退職した職員に対する復職規程等協議を進める。
- ・子育てに限らず介護しながら働き続けていく職員の悩みや心配事について気軽に相談できる環境を整える。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2 仕事と生活の調和を図り働きやすい労働環境づくりを推進します。

《目標達成のための対策》

- ・ITCを導入し、業務の簡素化ならびに業務効率の向上に繋げていく。
- ・部署毎の業務内容の把握に努め、ムリ・ムラ・ムダを無くすよう標準化・効率化を進めノー残業デイなどの推進を図る。また、フレックスタイム制などにより職員が働きやすく、時間外勤務も削減し労働時間を短縮させ、家庭生活との両立を整備する。

平均時間外勤務削減 20%（約120時間減 前年度平均1ヶ月約600時間）

- ・若年者の雇用促進にインターンシップによる職業体験機会を積極的に提供していく。
- ・実業務の適正かつ働きやすい勤務時間を各部署または各職員による見直しを継続し行う。（令和元年度より「勤務条件変更願」にて把握し対応中）
- ・年次有給休暇の取得状況を把握し、取得状況が少ない部署や職員に対してヒアリングを行い、取得促進に向け働きかけていきます。